

KCS データバンクサービス契約約款

第1章 総則

第101条【約款の適用】

共立コンピューターサービス株式会社(以下「当社」といいます)は、KCS データバンクサービス契約約款を定め、これにより KCS データバンクサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第102条【約款の変更】

当社は、この約款を変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の約款によるものとします。

2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容を通知します。

第103条【通知】

当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が当社が利用するインターネットサービス設備に入力された日に行われたものとします。

第104条【合意直轄】

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を直轄する裁判所を直轄裁判所とします。

第105条【準拠法】

この約款に関する準拠法は、日本法とします。

第106条【協議】

この約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第107条【用語の定義】

用語	用語の意味
契約者	この約款に基づく利用契約を当社と締結し、KCS データバンクサービスの提供を受ける者
利用契約	この約款に基づき当社と契約者との間に締結される KCS データバンクサービスの提供に関する契約
KCS データバンクサービス用設備	当社が KCS データバンクサービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
ユーザ ID	パスワードと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
パスワード	ユーザ ID と組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第2章 KCS データバンクサービス契約の締結等

第201条【契約の単位】

利用契約は契約者が使用するサービス毎に締結されるものとします。

第202条【契約の申込】

利用契約の申込みは、サービスの種類を特定する為に必要な事項を記載した当社所定の手続きにて行うものとします。

第203条【申込の承諾】

利用契約は、前条の契約の申込みに対し、当社が承諾したときに成立します。ただし、次の各号に該当する場合には契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種電気通信事業者の事由により、電気通信回線の提供が受けられないとき
- (2) 申込者が利用契約上の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合
- (4) 利用契約の申込書にことさら虚偽の事項を記載したとき
- (5) 申込者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 申込者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、入会申込の際に法定代理人または佐人の同意等を得ていなかった場合
- (7) 申込者が家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された者であり申込みの際に成年後見人等による同意申込み等がなされなかった場合

第204条【契約者の地位の承継】

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の手続に承継のあった事実を証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。

第205条【契約者の名称等の変更】

契約者は、その名称または住所、電話番号、銀行口座等、申込書の記載事項に変更があったときは、すみやかにその旨を当社所定の手続により当社に届け出ていただきます。

第206条【利用契約の変更】

契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の手続による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、次の各号に該当する場合には変更の承諾をしないことがあります。

- (1) 利用契約上の債務の支払いを怠ったとき
- (2) 第203条【申込の承諾】各号のいずれかに該当する場合

第207条【契約者からの契約の解除】

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の1カ月前までに当社所定の手続によりその旨を当社に通知していただきます。

第208条【当社からの契約の解除】

当社は、第704条【利用の停止】により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止となった事由を解消または是正しない場合は、利用契約を解除できるものとします。

2. 当社は、契約者が第704条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合には、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められたときは、第704条の規定にかかわらず、利用契約を即時解除できるものとします。

3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除するときは、契約者に対し解除の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第209条【権利及び義務譲渡】

契約者は、当社の承諾なしに本サービスに関する権利、義務を譲渡することは出来ません。

第210条【設備の設置及び維持管理】

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

第3章 サービス

第301条【サービスの種類】

本サービスの種類及びその内容は、別表1に規定するところによります。

第302条【サービス提供区域】

本サービスの提供区域は、この約款で特に定める場合を除き、日本全国とします。

第303条【サービス提供時間】

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用設備にかかわる保守の時間を除くものとします。

第304条【本サービスの廃止】

当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3カ月前までに通知します。

第4章 利用料金

第401条【利用料金】

本サービスの利用料金、算定方法等は別表1に定めるとおりとします。

第402条【利用料金の支払義務】

契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別表1に定める利用料金を支払うものとします。

2. 前項の期間において、第702条【利用の中止】第1項に定める本サービスの提供の中止、その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

3. 第704条【利用の停止】の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

第403条【料金の支払方法】

契約者は、本サービスの利用料金を、当社が指定する日までに当社が指定する方法で支払うものとします。

第404条【割増金】

契約者は、本サービスの利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として支払うものとし、支払方法は第403条【料金の支払方法】を準用します。

第405条【遅延損害金】

契約者は、本サービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩4銭(年率14.6%)の割合で算出した額の遅延損害金を支払うものとし、支払方法は第403条【料金の支払方法】を準用します。但し、当該債務が支払日の翌日から10日以内に支払われた場合にはこの限りではありません。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第406条【消費税及び地方消費税】

契約者が当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、契約者は、当該支払い債務を支払う際に課税される消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第5章 契約者の義務等

第501条【ユーザID及びパスワード】

契約者は、ユーザIDを第三者に貸したり、第三者と共有しないものとします。

2. 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3. 契約者は、契約者のユーザID及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。

第502条【自己責任の原則】

契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害賠償を請求することができます。

第503条【禁止事項】

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (2) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (3) 他者の設備またはKCSデータバンクサービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (4) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者に不利益を与える行為

第504条【情報の管理】

契約者は、本サービスを利用して取扱う情報について、本サービス設備または装置の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

第6章 当社の義務等

第601条【当社の維持責任】

当社は、当社のKCSデータバンクサービス用設備を本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

第602条【KCSデータバンクサービス用設備等の障害等】

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置したKCSデータバンクサービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかにKCSデータバンクサービス用設備を修理または復旧します。

3. 当社は、KCSデータバンクサービス用設備のうち、KCSデータバンクサービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を依頼するものとします。

4. 当社は、KCSデータバンクサービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第603条【通信の秘密保護】

当社は、本サービスの提供に伴い取扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、契約者が第503条【禁止事項】各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第604条【個人情報等の保護】

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2. 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

第7章 利用の制限、中止および停止

第701条【利用の制限】

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第702条【利用の中止】

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社のKCSデータバンクサービス用設備の保守または工事のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する KCS データバンクサービス用設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨ならびに理由および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
第 703 条【情報等の削除等】

当社は、契約者による本サービスの利用が第 503 条【禁止事項】各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第 503 条【禁止事項】各号に該当する行為をやめるように要求します

(2) 第 704 条【利用の停止】に基づき本サービスの利用を停止します

(3) 第 208 条【当社からの契約の解除】に基づき利用契約を解除します

第 704 条【利用の停止】

当社は、契約者が次の各号に該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 利用契約上の債務の支払いを怠ったとき

(2) 本サービスの利用が第 503 条【禁止事項】各号のいずれかに該当する場合

(3) 利用契約の申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(4) その他この KCS データバンクサービス契約約款に違反したとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその旨ならびに理由および期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 8 章 損害賠償等

第 801 条【損害賠償の範囲】

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから連続して 2 4 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます)継続した場合、当社は、その請求があった契約者に対し、利用不能時間を 7 2 0 時間で除した数{小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます(以下同じとします)}に 1 料金月の基本料金を乗じて算出した額を限度に本サービスの利用金額から減額します。ただし、契約者が当該請求をしようとした日から 3 カ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、契約者はその権利を失うものとします。

2. 第 1 種電気通信事業者または本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該被害を被った契約者に対しその請求に基づき、当社が当該第 1 種電気通信事業者または本邦外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をいたします。

3. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該被害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害を合計した額が損害限度額を越えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に、当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を、損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 802 条【免責】

当社は、前条の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)について賠償の責任を負いません。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

別表1 サービスの種類、及び料金

1. 基本サービス

契約者がKCSデータバンクサービスのネットワーク設備にVPN接続するための接続ID、及びKCSデータバンクサーバを利用するためのユーザアカウントをそれぞれ1つずつ提供します。また、KCSデータバンクサーバのディスク領域を1GB単位で契約することができます。午前8時～9時は、メンテナンスのため、サービスをご利用頂くことができません。お客様のネットワーク環境によっては、サービスを提供できない場合があります。最低利用期間は、契約開始日より1ヵ年とします。

プランの選択

- ・共有プラン …… KCSデータバンクサービス通信設備を複数契約者（最大接続数：9）で共有します。通常はこちらのプランをお選びください。
- ・専有プラン …… KCSデータバンクサービス通信設備を1契約者（最大接続数：50）で専有します。最低利用接続数（追加ID+追加ユーザ）は10です。お客様のインターネット接続環境にて固定グローバルアドレスの割り当てが必要です（追加ID・追加ユーザ環境も同様）。

料金（共有プラン・専有プラン共通）

初期費用	50,000円
月額利用料金（基本ディスク容量1GB）	19,800円

ディスク容量の追加は、追加ディスクサービスをご利用ください。

2. 追加ID

基本サービスをご契約のお客様に、KCSデータバンクサービスのネットワーク設備にVPN接続するための接続IDを追加提供するサービス。

KCSデータバンクサーバを利用するためのユーザアカウントは、基本サービス等で取得済のものをご利用頂きます。

料金

初期費用（1回の申込みあたり）	5,000円 / 1回
月額利用料金（共有プラン）	8,000円 / 1ID
月額利用料金（専有プラン）	3,000円 / 1ID

3. 追加ユーザ

基本サービスをご契約のお客様に、KCSデータバンクサーバをご利用頂くためのユーザアカウントを追加提供するサービス。

KCSデータバンクサービスのネットワーク設備にVPN接続するための接続ID付。

料金

初期費用（1回の申込みあたり）	5,000円 / 1回
月額利用料金（共有プラン）	8,000円 / 1ユーザ
月額利用料金（専有プラン）	3,000円 / 1ユーザ

4. 追加ディスク

基本サービスをご契約のお客様に、バックアップディスク領域を1GB単位で追加提供するサービス。

基本サービスでご提供のディスク容量は1GBです。

最大ディスク容量は、200GBです。

料金

初期費用（1回のディスク容量変更あたり）	0円 / 1回
月額利用料金（共有プラン）	9,500円 / 1GB
月額利用料金（専有プラン）	9,500円 / 1GB

5. その他手数料

(1) IPアドレス変更手数料	1,000円 / 1回
(2) 契約内容通知書再発行手数料	300円 / 1回

(1) 申請されているお客様側IPアドレスが変更となる場合にKCSデータバンク用設備の設定を変更するための手数料です。

(2) 契約内容通知書を紛失された場合に、契約内容通知書を再発行するための手数料です。

6. KCSデータセンターハウジングサービスご契約者向け特典

KCSデータセンターハウジングサービスご契約のお客様を対象に、前項1～4の月額料金について、半額にてご提供致します。

KCSデータセンターハウジングサービス対象機器上のデータを保管する場合に限りです。

各初期費用は対象外です。

本特典の適用は、KCSデータセンターハウジングサービス契約開始日の翌月利用料金からとさせていただきます。

KCSデータセンターハウジングサービスについては、弊社営業担当までお問合せください。

付則

この約款は平成21年8月1日から実施します。